

平成23年度地域国際化施策支援特別対策事業助成申請留意事項

1. 要綱第4条（助成額）助成金上限額の変更について

- ・都道府県及び政令指定都市にあつては、1団体あたり400万円
- ・市町村（東京都特別区を含み、政令指定都市を除く）及び地域国際化協会にあつては1団体あたり200万円

2. 要綱第3条（助成対象事業）について

多文化共生分野における「多文化共生の推進体制の整備事業」は助成対象外となりましたのでご注意ください。

要綱に定める下記事項に留意し、事業計画書を作成してください。

・重要性が高い事業とは？

地域の多文化共生及び国際交流を更に深化・充実させるために重要と考えられる事業

ex. 地域の関係団体(民間、NPO、ボランティア団体等)と連携して行う事業

他事業(JETプログラム事業等)と連動し、相互の効果が見込める事業

地域住民等幅広い参加が見込まれる事業など

・必要性が高い事業とは？

地域の国際交流事業を、今後も継続して行うために必要と考えられる事業。なお、多文化共生事業については要綱第3条の(2)を参照。

ex. 姉妹提携自治体間における交流事業など

・独自性がある事業とは

地域特有の性質(歴史、文化、地勢等)を活かした事業

経済(企業間交流、産学官連携、農業交流等)・環境・教育分野における特徴的な事業など

・先進性がある事業とは

これまでの手法と異なる方法を用いた事業や、重要性・必要性が高いにも関わらず、先例の少ない事業

ex. IT技術等を用いた交流、広域連携を伴った生活支援事業など

・他団体の範になる事業とは

上記のような特徴的な事業を行うことだけでなく、事業の実施前においては周知活動を、実施後においては事業成果報告を広く広報するために用いる手段

ex. ホームページの開設、メールマガジンによる周知、広報誌による周知、チラシの配布(方法)、クリア機関紙への掲載など

3. 要綱第3条第3項 助成対象外経費について

食糧費(需要費【ex. 賄材料費】除く)は、助成対象外経費となりますのでご注意ください。

4. 助成申請書作成について

自治体等各団体において複数事業の申請を行う場合、申請書および収支予算書は1団体につき1枚にまとめて提出してください。ただし、事業計画書は事業ごとに作成してください。

助成希望額は、10万円単位(1万円以下切り捨て)とします。

参考資料がある場合は、併せて御提供ください。

5. 実績報告書の提出について

事業完了後は、様式第3号により事業の実績報告を行っていただきます。また、クリアホームページにおいて事例を掲載するための原稿執筆を依頼することもございますので、ご承知願います。